

地域雪寄せ場事業

市では、住宅密集地に空き地を所有している方のご協力により、空き地を地域の雪寄せ場として町内会に無償で貸し付けした場合、固定資産税の一部を減免する「地域雪寄せ場事業」を行っています。

固定資産税の減額割合

雪寄せ場部分の固定資産税の3分の1

条件

- ▷町内会に雪寄せ場として無償で土地を貸すこと
- ▷町内会と使用貸借契約書を締結すること
- *契約書は市で用意します
- ▷地域住民が広く利用できる場所であること
- ▷期間は、原則としてその年の12月から翌年3月までの4カ月間

申請期間…10月2日(月)～10月31日(火)

申請方法

雪寄せ場候補地がある町内会長に申し出てください。市から決定通知書が届きましたら、町内会長と契約を取り交わしてください。

翌年の5月に固定資産税納税通知書が届いたら、同封する「減免申請書」に記入の上、税務課または各総合支所総合窓口係へ提出してください。

遵守事項

- ▷市で用意した雪寄せ場を示す看板を町内会で設置し、適正に管理すること
- ▷利用者は地域住民とすること
- ▷雪寄せ場の排雪は町内会で対応すること
- ▷期間終了後は、町内会が清掃し原状復旧すること

地域雪寄せ場の申請手続先

五所川原地区 土木課 内線2616
 金木総合支所産業建設係 内線3209
 市浦総合支所産業建設係 内線4041



固定資産税の減免申請手続先

五所川原地区 税務課 内線2224
 金木総合支所総合窓口係 内線3115
 市浦総合支所総合窓口係 内線4014

ひとり暮らし高齢者の方への除雪支援

事業内容…門口除雪等の雪片付けなどを行います。

- *屋根の雪下ろしは除きます。
- *公益社団法人五所川原市シルバー人材センター、暮らしの応援隊（あかね在宅介護支援センター内）または、社会福祉法人五所川原市社会福祉協議会が実施します。

対象…市内に居住するおおむね65歳以上の住民税非課税世帯に属するひとり暮らし高齢者等で、自立した生活を維持していくために門口除雪等の支援が必要な方

利用時間…8:00～18:00

利用者負担…利用経費の半額

申込期限…11月17日(金)

*期限を過ぎての申し込みは対応できない場合があります。また、降雪状況により、すぐに対応できない場合があります。

申込先…介護保険サービスを利用し、担当のケアマネージャー（介護支援専門員）がいる場合はその事業所へお申し込みください。

*その他は下記施設までお申し込みください。

施設名	電話	担当地区
市浦在宅介護支援センター	62-3303	市浦地区
金木在宅介護支援センター	54-1051	金木地区
祥光苑在宅介護支援センター	36-3300	三好、毘沙門、中川（新宮を除く）
白生会在宅介護支援センター	33-3102	五所川原小学校区、新宮、松島（太刀打・一野坪）
五所川原市社会福祉協議会在宅介護支援センター	34-3400	南小学校区（中央一丁目～四丁目含む）一ツ谷

施設名	電話	担当地区
青山荘在宅介護支援センター	35-5225	飯詰、松島町、松島（金山・米田・唐笠柳石岡・吹畑・漆川）、長橋（松野木・神山・戸沢）
さかえ在宅介護支援センター	38-3000	栄（湊・姥苅・稲実）、みどり町、松島（水野尾）、長橋（浅井・野里・福山）
うめた在宅介護支援センター	28-2829	栄（広田・七ッ館）、梅沢
あかね在宅介護支援センター	29-3532	長橋（豊成）、七和

問…介護福祉課 内線2458